

生駒市条例第 2 2 号

政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 1 9 年 9 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例（平成 7 年 9 月生駒市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 4 号の改正規定及び次項の規定は、同年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例第 2 条の規定の適用については、平成 1 9 年 1 0 月 1 日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 0 2 号）附則第 3 条第 1 0 号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。